

(第1表)

海外経済要録

米州諸国

◇カーター大統領、予算教書を発表

カーター大統領は1月22日、1980会計年度(1979年10月~1980年9月)の予算教書を議会に提出した。本教書の内容をみると、大統領自身が「ぜい肉を削った厳しい(lean and austere)予算」と表現していることからもうかがわれる様に、インフレ抑制の観点から歳出を実質ベースでは前年度比ほぼ横ばいに抑えるとともに収支じり赤字幅の削減を企図したかなりの緊縮予算となっているのが特徴である。

80年度予算の概要は次のとおり(第1表参照)。

- (1) 予算規模は歳入5,026億ドル(前年度実績見込み4,560億ドル)、歳出5,316億ドル(同4,934億ドル)で、収支じりは290億ドルの赤字(同374億ドルの赤字)と、かねてからの大統領の公約(財政赤字を300億ドル以下とする)に沿った形となっている。
- (2) 歳入面では一般的減税措置は提案されていない(注)が、賃金ガイドラインとの絡みで実質賃金保障計画実行に伴う税収減を見込んでいるほか、昨年11月に成立した78年歳入法に基づく個人・企業減税(原則として79年1月1日実施<53年12月号「要録」参照>)の影響もあって前年度実績見込み比+10.2%と前年度(実績見込み+13.4%)に比べ伸び率がやや鈍化するかたちとなっている。

米国の1980年度予算

(単位・億ドル、カッコ内)
(は前年度比増減(△)率、%)

	1979年度 実績見込み	1980年度 予算
歳 入	4,560(13.4)	5,026(10.2)
歳 出	4,934(9.4)	5,316(7.7)
収 支 じ り	△ 374	△ 290
歳 入 内 訳		
個 人 所 得 税	2,036(12.5)	2,273(11.6)
法 人 所 得 税	703(17.3)	710(1.0)
社 会 保 障 税	1,418(14.9)	1,615(13.9)
消 費 税 そ の 他	403(16.5)	428(6.2)
歳 出 内 訳		
国防費・国際関係費	1,218(9.6)	1,340(10.0)
科学・宇宙・技術関係費	52(10.6)	55(5.8)
エネルギー関係費	86(45.8)	79(△ 8.1)
天然資源・環境整備関係費	112(2.8)	115(2.7)
農業関係費	62(△19.5)	43(△30.6)
商業・住宅金融関係費	30(△ 9.1)	34(13.3)
運輸関係費	174(13.0)	176(1.1)
地域開発費	91(△17.3)	73(△19.8)
教育・労働費	307(△13.7)	302(△ 1.6)
保健関係費	491(12.4)	534(8.8)
所得保障関係費	1,589(8.7)	1,791(12.7)
復員軍人関係費	203(6.8)	205(1.0)
一般行政費	88(15.8)	88(0)
一般地方交付金	89(△ 7.3)	88(△ 1.1)
国債利子等	528(20.0)	570(8.0)
そ の 他 (重複控除等)	△ 187(-)	△ 176(-)

(第2表)

予算教書にみられる米国経済の中期展望

(単位・億ドル、%)

	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年
	実 績	実績見込み	見 通 し					
G N P 名 目	18,870	21,060	23,430	25,650	28,250	30,900	33,360	35,460
成 長 率	11.0	11.6	11.3	9.5	10.1	9.4	7.9	6.3
実 質 成 長 率	13,330	13,840	14,300	14,660	15,280	15,990	16,690	17,270
物 價 上 昇 率 G N P デ フ レ ー タ ー	5.9	7.4	7.7	6.8	5.7	4.5	3.4	2.8
消 費 者 物 價	6.5	7.6	8.2	6.7	5.7	4.5	3.4	2.7
失 業 率	7.0	6.0	6.0	6.2	5.7	4.9	4.2	4.0

(注) なお、税体系の効率化・公平化等の観点から若干の税制改正（航空機燃料に対する課税方式の変更、フリンジ・ベネフィットの課税基準厳格化等）および歳入管理の改善（個人、法人所得税の予定納付最低比率を各々80%から85%に引き上げる率）が提案されている。

(3) 岁出面では、国防費がNATO関係の兵力増強を中心に前年度実績見込み比+10.0%（実質ベースでは約+3%）、所得保障関係費が受給者の増加等から同+12.7%とそれぞれかなりの増加を見込んでいるものの、これらを除けば戦略石油備蓄計画の縮小（注）が行われたエネルギー関係費をはじめ教育・労働費、一般地方交付金、地域開発費等はいずれも前年度の支出規模を下回っており、歳出全体でも前年度比伸び率は+7.7%と78年度(+11.9%)、79年度(+9.4%)に比べかなり低い水準に抑えられた形となっている。これによって歳出の対GDP比率は20.9%とかねてよりの大統領の公約(21%)が果せるものと見込まれている。

(注) なおカーター大統領は戦略石油備蓄の目標を当初「85年末までに10億バーレル」と設定(52年5月号「要録」参照)していたが、本予算教書ではこれを「85~86年に7.5億バーレル」と下方修正している。

(4) なお、本予算編成の前提となる米国経済の見通しとしては（第2表）、実質経済成長率を79年中3.3%、80年中2.5%（78年実績見込み3.9%）、失業率（年平均）79年6.0%、80年6.2%（78年実績見込み6.0%）、消費者物価上昇率（年平均）79年8.2%、80年6.7%（78年実績見込み7.6%）と見込んでいる。

◇カーター大統領、一般教書を発表

カーター大統領は1月23日、恒例の年頭一般教書を議会に提出した。同教書において大統領は「米国が総じて健全な状態にあることはあらゆる点からみて明白である」としつつも、「それが直面している問題は以前より難解、複雑であり、かつ相互関連性が強まっているため政府だけの力、米国だけの力では対処できないものが多い」と指摘し、この解決のためには国内政策面では「インフレ抑制」に重点を絞り、政府と議会・国民が幅広い合意のうえにたって協力しあうことが必要としている。教書に示された当面の経済運営姿勢等のうち主なものは次のとおり。

(1) 米国経済が「インフレか不況か」という二者択一の状況下にあるというのとは「神話」である。われわれはともに協力して景気後退と高水準の失業を招くことなく、また実効のあがらない政府による統制に頼ることなく、インフレを鎮め、強固な経済を確立するための基盤を築かねばならない。今やわれわれは、過去10年以上にわたって米国経済を破壊してきた持続的なイン

フレに対する闘いを倍加しなければならない。これが国内における最大の問題であり、われわれは協力してこそに当らなければならない。

(2) 先に自主的資金・価格ガイドラインおよび政府支出の抑制を中心とするインフレ対策を発表したが、これは、政府による統制よりも1つの共通の目標に向って国民全体が協力していく姿をとる方がより効果を發揮するとの認識に基づくものである。これまでのところ、企業、労働者はしだいに協力的な姿勢を示すようになってきており、政府としても自らの役割を果すことが絶対に不可欠である。

(3) 議会に提出した予算は緊縮的ながら公平なもの(a stringent, but a fair budget)であり、議会と国民の協力を得てインフレを抑制したいとの決意を体現したものである。80年度予算はインフレを鎮めるために歳出をぎりぎりまで抑えているが労働者が生産意欲を落とさず、新しい雇用を創出する投資を促すに十分なものである。

(4) また、インフレ抑制の手段として反トラスト法の改正、より効率的な運用を図るとともに、民間部門の競争促進上の障害となっている政府規制については見直しを行いたい。

(5) 國際経済面では貿易収支の赤字を大幅に削減し、強健な米ドルを維持するための努力を継続するつもりであり、議会に対して米国の輸出の拡大、不公正な貿易によって脅やかされている米国の労働者の保護、エネルギー消費の節約等の措置を講ずるよう要請する。

◇カーター大統領の経済報告

1. カーター大統領は1月25日、大統領経済報告および大統領経済諮問委員会(CEA)79年年次報告を議会に提出した。昨年の経済報告が成長維持、雇用拡大とインフレ抑制の両にらみの政策姿勢を打出来ていたのにに対し本年の経済報告は政策の重点を「インフレ抑制」一本に絞っているのが目立つ（このほか大統領が当面の経済政策運営上の配慮事項として掲げているのは、財政、行政面の効率化促進、インフレ抑制政策遂行に際しての貧困者、老齢層への配慮、強健かつ安定したドルの維持等米国世界経済に果たす役割を認識した政策の実施等である）。このためCEA79年年次報告においても、恒例の「米国経済の年間回顧」、「米国経済の展望」、「世界経済の回顧」の3章に加えて「インフレの抑制」に一章を割き、米国のインフレが加速してきた要因を分析するとともに、政府としてこの問題にいかに取組んでいくかについて言及している。また「世界経済の回顧」の章では世

界経済は引き続き失業、景気停滞など困難な問題に直面すると指摘、その中で日本の対外経済政策についてもしばしば言及し、輸入障壁の除去、内需の拡大などを求めていたのが目立つ。なお「米国経済の展望」の章においては、昨年11月に成立した「完全雇用・均衡成長法(略称ハンフリー・ホーキングス法)」に盛込まれた「83年までに失業率を4%、物価上昇率を3%に引下げる」との中期目標(53年12月号「要録」参照)にふれ、当面インフレ抑制の見地から成長率をスローダウンさせなければならぬうえ、構造的失業問題もあるとして目標の達成は困難である旨示唆している。

2. CEAの年次報告の骨子は次のとおり。

(1) 1978年を通じて米国のインフレが加速した背景には年初の悪天候などによる食品価格の上昇や米ドル相場の下落に伴う輸入品価格等の上昇といった特殊・一時的要因もかなりあるが、何といっても基礎的インフレ率(underlying rate of inflation)が大幅に上昇(77年+6.4%→78年+8.6%)したことによる面が大きい。これは①未組織労働者がリードする形で賃金が上昇する一方、②生産性上昇率が著しく鈍化したことによって労働コストが急上昇したためである。こうしたインフレを抑えなければ、資源の完全利用を回復させようとしてきたこれまでの努力が水泡に帰してしまう。従って、インフレ抑制こそが1979年の経済政策の最優先課題としなければならない。米国経済の需給ギャップは極めて縮小してきている状況下(注)、超過需給の発生によるインフレの加速化を回避するためには経済拡大テンポをモドレートかつ持続的なものにおとすことが必要であり、従って抑制的な財政・金融政策が不可欠である。

(注) なおCEAでは今次経済報告書の中で、「最近の生産性上昇テンポ等を勘案すると潜在成長率は従来の3.5%から3%に低下している」と推計している。

しかし賃金の下方硬直性等からこうした総需要管理政策を通じた物価抑制には限度があり、政府は昨年10月国民各層の協力を得てインフレを抑制するため賃金・物価の自主的ガイドラインを設定した訳である。また、同時に政府は特定部門における特殊なインフレ圧力を軽減するための措置も必要であるとの考えに立って、例えば医療コストの高騰に対処するための法案を近く議会に提出するつもりであるほか、市場の競争促進の観点から政府規制の見直しを進める方針である。

(2) 米国経済の拡大は、79年で5年目となり、戦後2番目に長い回復期間となろう。労働・資本の遊休資源がかなり少なくなっている状況下、リセッションに陥る

ことなくインフレを抑制しようと思えば経済拡大テンポを過去2年間に比べ緩やかなものにすることが必要である。こうした政策運営が行われたとして79年を展望すると実質GDP成長率は第4四半期に前年同期比+2~2.5%になると見通される。これを需要項目別にみると、まず個人消費は貯蓄率の上昇もあって耐久消費財支出を中心に増勢鈍化(第4四半期の前年同期比1.4%~2.3%、78年同+3.8%)が予想され、また設備投資も金利コストの上昇等から伸びが低下(同+4~4.5%、78年+8.3%)する見通しである。このほか住宅投資は落込みを余儀なくされようが、昨年TBRに連動する新種定期預金が導入されたことから金利高騰による住宅金融のアベイラビリティーの大幅なひっ迫は回避されるため、過去の引締め期に比べれば落込み度合は軽微なものにとどまるものと見込まれる。一方、海外の成長率の高まりや頃來のドル相場下落の効果顕現から純輸出が成長を下支えするものと期待される。このようにみてくると79年を通じて景気後退に陥ることは避けられると判断される。

また失業率は経済拡大テンポのスローダウンを映じて79年第4四半期には6~6.5%(78年第4四半期5.8%)と若干上昇すると予想されるが、消費者物価上昇率は79年末までに年率7%を下回る水準にまで低下するものと見込まれる。

(3) 79年の世界経済を展望すると石油危機以来生じていた米国と他の工業国との間の成長率格差がある程度是正される一方、インフレ率格差も若干縮小するものと予想される。また貿易・経常収支の不均衡についてみても成長率格差の縮小や78年における為替相場の影響から一層改善するものと期待される。すなわち、78年中、OECD諸国の経常収支は目ざましい改善をみたが、これは専ら日本、西ドイツ、フランス、イタリアおよびスイスによってもたらされたものであり、米国の赤字はむしろ拡大した。しかし79年については米国の経常収支赤字が年末までに年率20ないし80億ドル程度まで縮小する一方、日本、西ドイツの黒字も減少すると見込まれる。なお日本の黒字縮小は専ら輸出数量の減少によるものであり、輸入は日本の輸入市場の閉鎖的構造のゆえに急速に拡大するとは思えない。

◇米国財務省、新種貯蓄国債の発行計画を発表

米国財務省は1月10日、現行の貯蓄国債Eシリーズ(割引債)およびHシリーズ(利付債)の発行は本年末をもって停止し、80年1月2日以降は新たにEEシリーズ(割引債)およびHHシリーズ(利付債)を発行する旨を発

表した。

新シリーズの発行条件等は次表のとおり。

	割引債		利付債	
	現行Eシリーズ	新EEシリーズ	現行Hシリーズ	新HHシリーズ
発行券種	額面25ドルから 1万ドルまでの8種 <small>(注1)</small> (maturity valueベース)	額面50ドルから 1万ドルまでの8種 (同左)	額面500ドルから 1万ドルまでの4種	同左
期間	5年10か月	11年9か月	10年	同左
繰上償還	発行日の2か月後から 約定価格での繰上償還 が可能	発行日の6か月後から 約定価格での繰上償還 が可能	発行日の6か月後から 1か月の予告期間で額 面償還が可能	同左
1投資家当たり <small>(注2)</small> 年間購入限度	1万ドル(償還金額ベ ース)まで	1万5千ドル(償還金 額ベース)まで	額面1万ドルまで	額面2万ドルまで
利率	年6% (満期まで保有の場合)	年6% (同左)	年6% (同左)	年6%
登録者の名義変更	不可	可能	不可	不可

(注1) 額面1万ドルのものは企業の社内預金の運用に供するために発行されたもの。

(注2) 利付債についてはE系列債もしくは財務省中期貯蓄債券との交換で発行されたものを除く。

なおEシリーズの貯蓄債券および財務省中期貯蓄債券(注3)(Treasury Savings Notes)の保有者が満期後1年以内にHHシリーズの貯蓄債券に交換可能な点はこれまでと同じ。

(注) 満期3年の登録債で金利5%。事業会社の納税予定金その他の一時留保金運用向けに発行されたもの。

から控除する。ただし控除額算定に際して、インフレ率は10%までを限度とする。

(2) 税額控除対象

1. 自社発行株式を10%以上保有する被雇用者(注)(非居住者を除く)で、の基準に合致する者。

(注) 従業員50人以下の小企業については控除資格決定手続きの過大な負担を避けるため本制度の適用を辞退しうる。

2. 控除を受ける資格の有無は各企業別に労働者を①団体交渉による労働協約に従う労働者、②時間当たり給与が4ドル以下の低賃金労働者、③管理職、④その他(未組織労働者等)の4グループに分類し、次の要領でグループごとに判定される(従って個々人についてでは資格有無の判定は行わない)。

(1) 上記①の団交による労働協約に従う労働者の場合は、賃金物価安定協議会が新労働協約(78年10月24日~79年9月末に締結され、かつ15か月以上の適用期間を持つもの)締結時において同協約が賃金ガイドラインを遵守していると認めたもの。

(2) ②~④のグループについては、各グループごとに78年第3四半期における基準給与に同9月までの1年間に得たボーナス等不定期収入の25%を加え、これを同四半期中の延べ労働時間で割った金額を基準に、79年第3四半期について同様の方式(注)で算出

◇米国、実質賃金保障計画を発表

米国政府は1月17日、実質賃金保障計画(Program of Real Wage Insurance)の詳細を発表するとともに同計画に絡む税制改正法案を議会に提出した。本計画は78年10月24日に発表されたインフレ対策Phase IIで打出された賃金ガイドラインを遵守した労働者に対して物価上昇による実質賃金の目減りを防ぐよう税制面から保障(一定の税額控除を実施)することによりガイドラインの実効性を高めることを目的としたものである。

具体的な内容は次のとおり。

(1) 所得税額控除額(tax credit)の算定

インフレ率(79年10~11月の消費者物価<平均>の前年比上昇率)が7%を上回った場合、賃金ガイドラインを遵守した労働者に対し79年の所得(employment earnings、ただし最初の2万ドルまでを限度とする)に実際のインフレ率と7%との差を乗じた金額を納税額

した時間当たり賃金が7%以下の上昇率となる場合。

(注) ただし、年金、医療保険等フリンジ・ベネフィットの支給制度変更により企業負担が新たに増加する場合は、その年間コスト増加分の25%も加算される。

なお1月22日に議会に提出され政府の80年度予算案では本計画の実行に伴う税収減23億ドルおよび歳出増2億ドル(インフレ率7.5%、税控除対象労働者47百万人と想定)を計上している。また本計画は翌年も実施される予定であり、政府は79年12月以前に目標インフレ率を設定することになっている。

△米国、スイス・フラン建債務証書を発行

米国財務省は1月25日、スイス市場において総額20億スイス・フランの債務証書(Schuldverschreibungen)を発行した。これは昨年11月1日に発表されたドル防衛策(53年11月号「要録」参照)の一環であり、去る12月のドイツ・マルク建債務証書発行(1月号「要録」参照)に続く米国政府による外貨建債券の発行である。

同債務証書の発行要項等は以下のとおり。

1. 発行額および発行条件

期間	発行額(百万フラン)	金利(%)	発行価格
2年半もの	1,247	2.35	par発行
4年もの	768	2.65	〃

2. 応募条件等

- (1) 応募はスイスの居住者に限られる(すでに保有しているスイス・フラン口座より払込みを行う旨の証明が必要)。
- (2) 応募額は2年半もの、4年もの双方について50万スイス・フランまたはその整数倍とし、申込みはスイス中央銀行が米国財務省の代理人として受理する。
- (3) 同証書はスイス中央銀行において保管される。
- (4) スイスと米国との二重課税防止条約により、本証書利子に対するスイスの源泉徴収税は免除。
- (5) 本証書の転売は原則として禁止(ドイツ・マルク債の場合は4回まで転売可能)、ただし四半期末の資金繰り繁忙期に限りロンバート貸付の担保適格とされる。

歐　洲　諸　國

△ブンデス銀行、ロンバート・レートおよび最低準備率の引上げを決定

1. ブンデス銀行は、1月18日の定例中央銀行理事会において次の措置を決定、発表した。

(1) ロンバート・レートを0.5%ポイント引上げ(3.5→4.0%)、1月19日以降実施する。

なお、ロンバート・レートの引上げは、1973年6月(8→9%、48年6月号「要録」参照)以来約5年8か月ぶりのことである。

(2) 対内・対外債務にかかる最低準備率を5%引上げ、2月1日以降実施する。

なお、本措置に伴う吸収資金量は約30億マルクとされている。改訂後の準備率は下表のとおり。

2. 本決定に関し、ブンデス銀行は次のようなコミュニケを発表した。

「本措置のねらいは、このところなお強い増勢を続ける通貨量(注1)の増加率を抑制(dämpfen)し、昨年末ブンデス銀行が設定した1979年の通貨量目標値(注2)に近づけることにある。」

(注1) 最近の中央銀行通貨量の推移(季節調整済み3ヶ月前比年率・%)

78/7月	8月	9月	10月	11月	12月
8.4	9.6	11.4	14.6	14.8	13.6

(注2) 1979年の中央銀行通貨量の目標増加率は年間6~9%(79年第4四半期平均の前年比増加率、1月号「要録」参照)となっている。なお、1976~78年の間は年平均増加率ベースで8%。

また、同理事会後のエミンガー同行総裁のコメントは次のとおり。

「本措置は、景気上昇がこのところかなり明確となり、79年中もこうした基調が持続するとみられる状況下、金融機関貸出の増加テンポが速まっており、このままでは通貨量が目標値を大きく上回って増加し、先行き物価上昇につながる危険性が大きいとの判断に基づいたものである。従って、ブンデス銀行としては、従来のような通貨量目標値のオーバー・シートは今後容認する訳にはいかないと考えている。ロンバート・レート引上げによる資本市場への悪影響を懸念する向きもあるが、このところ銀行流動性が潤沢であることもあることから、ロンバート貸付の利用はわずかなものにとどまっているほか、公定歩合が不变であることを考えれば、本措置によるブンデス銀行信用のコストが目立って増加し、資本市場へ大きなインパクトを与えることはないと考えている。」

3. 本決定に対する反響をみると、政府では「景気判断について政府とブンデス銀行との間に基本的な相違はないが、強いていえば、対外面での不稳定性と国内における業種間の跛行性をブンデス銀行に比べやや重視しており、本措置が金利上昇を招来し、とりわけ中小企業の資金調達コストの上昇、政府、地方自治体の財政赤字ファイナンスのコスト上昇を招くのではないか」(ラーン・シュタイン大蔵省次官)との懸念を表明している。一方、金融・経済界等では、一様に「今回の決定が準備率引上げにとどまらず、ロンバート・レート引上げを伴ったことは予想外」(フランクフルター・アルゲマイネ紙)とし

ながらも、評価は区々となっており、「本措置はやや時期尚早で、不必要な市場金利上昇を引起する懸念があり」(ドイツ銀行協会)、「企業の資金調達にとって負担増となり、投資活動にマイナスの影響を及ぼそう」(ドイツ労働者組合<DA G>)との批判がみられる一方、「ブンデスバンクが通貨量抑制に踏切ったのは、安定化政策堅持の姿勢を強めたものとして歓迎すべきであり」(ドイツ貯蓄金庫協会)、「通貨価値の安定に寄与する一方、これにより目下の景気回復が脅やかされることもない」(ドイツ商工会議所)と好感する向きもみられる。

西ドイツの最低準備率

(2月1日以降適用、単位・%)

対象債務 債務残高	国内債務 (残高ベース)			非居住者債務 (残高ベース)		
	当座性債務	定期性債務	貯蓄預金	当座性債務	定期性債務	貯蓄預金
1億マルク以上	14.65	10.29	6.51			
1千万マルク以上1億マルク未満	12.44	8.66	6.30	14.65	10.29	6.51
1千万マルク未満	9.19	6.51	6.09			

(注) 改訂後の準備率については、ブンデスバンクの発表文に基づき、日本銀行調査局において試算。

◇西ドイツ、連邦鉄道債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は1月19日、期間6年もの連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行時(10月26~30日、53年12月号「要録」参照)に比べ、最近の債券相場の軟調を映じて応募者利回りが幾分引上げられている(6.1→6.5%)。なお、昨年末発行の連邦債(いわゆる Silvester-Anleihen、1月号「要録」参照)は長期金利先高を見越した個人、機関投資家の買い態度慎重化を映して、売行きは不調に終ったとされている。

発行額	600百万マルク(注)
表面利率	6.5%
期間	6年
発行価格	100%
応募者利回り	6.5%
売出し期間	1月24~26日

(注) ただし、上記発行額中50百万マルクについてはドイツ交通信用銀行(DVKB)が直接引き受け、さらに50百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保することとなっている。

◇西ドイツ政府、1979年年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府は1月23日、恒例の年次経済報告(Jahreswirtschaftsbericht)(注)を閣議決定、発表した。要旨以下のとおり。

(注) 「経済安定・成長促進法」第2条に基づき、政府は議会に対し同報告の提出を義務付けられている。

(1) 西ドイツ経済は、昨年末から年初にかけての長期鉄鋼ストライキや異常寒波といったかく乱要因にもかかわらず、目下のところ着実な景気上昇過程にあり、こうした傾向は本年中も持続しよう(in diesem Jahr fortsetzen und an Intensität gewinnen)。輸出の先行き見通し難等もあり対外面ではさほど期待できないが、個人消費の堅調持続に加え設備投資の増勢の強まり等内需の好伸に支えられ、本年の実質経済成長率は4%程度(昨年実績見込み3.4%)と見込まれる(別表参照)。

(2) 雇用面では、上記景気回復に伴って幾分好転が見込まれるが、本年の失業者数(年平均)は7万人程度の減少にとどまり(78年99.2万人→79年92万人)、失業率も目立った低下は期待できない(78年4.3%→79年4.0%)。労働時間短縮問題については、業種間の特殊性および労働市場の構造問題を慎重に考慮しなければ、雇用情勢の改善にはつながるまい。

この間、物価面では、郵便料金、テレビ受信料等公料金の上昇に加え、年央に付加価値税の引上げ(12→13%)が予定されていることもあって、本年の消費者物価は若干加速しよう(前年比、78年+2.6%→79年+3.0%)。

(3) 対外面では、着実な景気回復に伴い輸入伸長(実質ベース前年比、79年+7%)が見込まれる反面、輸出は、不安定な為替相場が続くことみられるところから、昨年並みの実質5%程度の伸びにとどまろう(なお、これはOECD見通しによる世界貿易量の伸び<前年比+5%>に沿ったものである)。

(4) 財政面では、政府は昨年策定した追加景気刺激措置を本年初から実施していることでもあり、今後新たな景気対策を採用するつもりはない。租税政策については、徐々にその体系簡素化を進める必要がある。

(5) 金融面では、政府はブンデスバンクの通貨量目標値公表政策を支持する。本年の目標値の幅(6~9%、79年第4四半期平均の前年比)の上・下限のいずれを現実の目標とすべきかは、今後の景気動向いかんにかかるており、この点でもブンデスバンクとの間で意見の相違はない。

(6) 経済環境の変化に伴い、西ドイツ経済の構造変革が

必要であるが、これはなによりもまず企業自身により実行されなければならない。政府は企業の円滑な適応を側面から支援できるのみであり、過度の政府援助は経済にゆがみをもたらし、経済成長促進、企業の収益改善、雇用機会創出を阻害することにもなりかねない。現在の造船、鉄鋼業等に対する直接的な補助金政策は、こうした観点に立って見直す必要がある。

2. 本報告に対する反響をみると、景気判断については、昨秋発表された5大経済研究所共同経済見通し(53年11月号「要録」参照)および政府の諮問機関である経済専門委員会の年次経済報告(53年12月号「要録」参照)とほぼ同様の基調判断に立っていることから、大方はまず妥当な線との受け止め方をしており、シェレヒト経済省次官も「本年の実質経済成長率4%は現実的なもの」との見方を明らかにしている。もっとも、産業界では「賃上げの帰趣、対外ににおける不確実性等を勘案すれば、政府見通しは楽観的に過ぎ」(ドイツ経営者連盟<エッサー会長>)、「成長率が4%を下回る可能性は十分ある」(ドイツ工商会議所)との見方もみられる。なお、「同報告が対外経済との関連を正面から取上げていないのは問題であり、特に現在最も関心の高いEMS(欧州通貨制度)についてなんら言及していないのは片手落ち」(ハンデルス・プラット紙)との批判もなされている。

西ドイツの政府年次経済報告の経済見通し

(単位前年比・%)

	1978年実績 (見込み)	1979年 見通し
実質GDP	3.4	4.0
うち個人消費	3.8	4.0
政府消費	3.0	3.0
民間設備投資	7.0	7.0~8.0
輸出	5.0	5.0
輸入	7.0	7.0
海外経常余剰(億マルク)	350	300~330
生計費指数	2.6	3.0
失業者数(万人)	99	92
被雇用者所得	5.5	6.5
企業所得	10.5	9.0~11.0

◇フランス、特別雇用対策を発表

1. フランス政府は1月17日、鉄鋼・造船・繊維等の不況業種を抱え雇用情勢の悪化が著しい地域に対し、民間企業・工場および公共機関を移転させることにより失業者の吸収を図るという内容の特別雇用対策を発表した。

今次対策は、79年度予算案で新設されることになった産業改善特別基金(Fonds Spécial d'Adaptation Industrielle、53年10月号「要録」参照)の8億フランを投入し、1979年以降82年までに36工場ないしは機関の移転を実現することとされている。

今次対策において具体的に示された対象地域および創出予定雇用者数、主な移転予定企業等は以下のとおり。

- (1) カレー地方(le Nord-Pas-de-Calais)……6,800人増
 - ① プジョー・シトロエン(Peugeot-Citroën、自動車)
……変速機工場、約2,500人増
 - ② ビデルマン(Biderman)グループ(被服・繊維)
……被服工場、約900人増
 - ③ フランセーズ・ド・メカニック(Française de Mécanique、機械)……モーター・エンジン工場、約1,400人増
 - ④ ルノー(Renault)・プジョー合弁会社(自動車部品)……自動変速機工場、約200人増
 - ⑤ 国鉄(SNCF)……料金精算部門(パリからリールへ)、約1,000人増
- (2) ロレーヌ(Lorraine)・アルデンヌ(Ardennes)地方
……各1,000人増
 - ゼネラル・モーターズ(General Motors、自動車部品)……バッテリー工場、約600人増
- (3) ナント地方(Loire Atlantique)およびマルセイユ地方(Bouches du Rhône および Var)……2,800人増
 - ① マトラ(Matra)・ハリス(Harris)合弁会社(電子部品)……電子部品工場、約540人増
 - ② サン・ゴバン・ポンタ・ムッソン(Saint-Gobain-Pont-à-Mousson、電機)……集積回路工場、約800人増
 - ③ 予算省……年金事務部門(パリからナント地方へ)、約750人増

2. 今次措置に関する反響をみると、産業界では、「これは、不況地域における産業構造転換の具体化に第一步を画すものであり、その早期実現に努力すべきもの」(セイラク経団連会長)として一応好感している。これに対し労働者側では、上記工場移転計画には、实际上1984年末ごろにならなければ操業開始が期待できないものも少なくなく、「極めて迂遠な措置」(労働組同盟<CGT>ほか)として批判の声が強い。

◇英国政府、所得政策第4段階に関する一部修正案を発表

1. キャラハン英國首相は1月16日、下院において所得政策第4段階(78年8月~79年7月、53年8月号「要録」

参照)に關し、賃上げガイドラインの一部緩和を含む修正を提案した。内容は次のとおり。

(1) 公共部門の労働者のうち低所得者層の賃上げについては、現行の5%賃上げガイドラインを緩和する(現行週給44.5ポンド以上の労働者には一律に5%のガイドラインを適用→週給70ポンド未満の公共部門労働者には、最高週3.5ポンドの賃上げを認める。これに伴う財政負担増は年間約60百万ポンド)。

(2) 公共部門の賃上げ交渉に当っては、同職種民間部門の賃上げ状況との比較検討を行なう。政府は、官民賃金比較の方式について研究する。

(3) 物価監視委員会(the Price Commission)の権限強化のため臨時立法措置を講じ、企業の安易な製品値上げを抑制する。

2. 本提案につき政府筋では、「①電力、ガス、水道、ゴミ収集等国民生活に密着した公共部門の賃金改訂交渉を間近に控え、事前に所得政策を弾力化することによって労組側の協力を引出し、ストライキ統発という最悪の事態を回避する、②物価監視委員会の権能強化により、すでに決着をみた一部民間企業の大額賃上げや今次所得政策緩和等に伴うインフレ昂進の危険に対処する、とのねらいから採られた緊急措置」とコメントしている。

◇英國政府、中期財政支出白書を発表

1. 英国政府は1月17日、1979~82年度(会計年度は4月1日から翌年3月31日まで)を対象とする「財政支出白書(The Government's Expenditure Plans)」を発表した。今次白書では、①財政支出の拡大テンポを経済成長率の範囲内に抑制することにより、インフレ抑制と財政健全化の実現を指向していること、②歳出面で社会保障や公共サービスの拡充に重点的に資金配分が行われていること、などが特徴である。主な内容は次のとおり。

公共部門財政支出計画

(78年価格表示、単位・億ポンド)

	1978年度 <実績見込>	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度
中央政府	450	466	467	473	481
公営企業	10	11	11	11	10
地方公共団体	170	173	176	178	179
小計	630	651	654	661	670
国債利子負担	22	23	24	24	23
予備費	0	8	14	20	25
合計	652	682	692	705	718
(前年度比伸び率%)	(+8.6)	(+4.5)	(+1.6)	(+1.7)	(+2.0)

(1) 公共部門財政支出計画(1978年価格表示)

79年度の財政支出額は682億ポンド(前年度比+4.5%)と78年度(652億ポンド、前年度比+8.6%)に比べてやや伸びが抑制され、80年度以降も2%弱程度の小幅の伸びにとどめられている。このうち中央政府の歳出計画を項目別内訳みると、産業関連支出が極端に抑えられ(82年度の対78年度伸び率、商工業・エネルギー・雇用対策△2.0%、農林水産△3.2%)、これに代って社会保障費(同+7.7%)、公共サービス支出(同+7.1%)に重点が置かれている。また、海外援助支出の伸びも目立っている(同+21.5%)。

中央政府歳出計画内訳

(78年価格表示、単位・億ポンド)

	1978年度 <実績見込>	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度
社会保険	154	158	161	163	165
保健その他公共サービス	70	72	73	74	75
国防	69	72	74	74	74
通商、産業、雇用	31	31	31	31	31
住宅	24	24	25	26	27
海外援助	17	19	20	20	21
教育、文化	14	14	14	14	14
運輸	11	12	12	12	12
その他とも合計	450	466	467	473	481

(2) 財政赤字見通し(77年度価格表示)

78年度のPSBR(公共部門借入需要)は、かなりの規模の所得税減税を実施したことなどから前年度比大幅な拡大を示したが、79・80年度は歳出の伸びを抑制し赤字幅を徐々に減らすこととされており、PSBRの対GDP比率は80年度には若干縮小することが見込まれている。

2. なお、同白書は、中期的な英国経済(77年~82年)を

General Government(中央政府・地方公共団体)

收支計画とPSBR

(77年度価格表示、単位・億ポンド)

	1977年度	1978年度	1979年度	1980年度
歳入	588	597	611	629
歳出	637	677	689	698
収支じり	△ 49	△ 80	△ 78	△ 69
P S B R (公共部門借入需要)	△ 55	△ 73	△ 72	△ 68
P S B R 対GDP比率	% 3.75	% 4.75	% 4.75	% 4.5

展望、その中で賃金上昇率の異なる3つのケース(①所得政策第4段階の賃金上昇率7%、その後は5%、②同通期7%、③同通期11%)を想定して分析しているが、ケース①と②では消費者物価上昇率は現在より低下が見込まれるのにに対し、ケース③では2けたインフレに逆戻りし、実質GDP年平均成長率はケース①3%、ケース②2.75%、ケース③2%となり、賃金上昇率が高いほど、個人消費や民間設備投資に悪影響をもたらし低成長を余儀なくされると警告している。

また、英国政府は昨年中、対外債務の期限前返済、償還期の平準化を進めてきたが、同白書の中で今後の対外債務返済予定が明らかにされた。これによれば、当初79~81年に集中していた償還期がかなり平準化されている。

対外債務返済予定額

(78年末現在、カッコ内は77年9月)
(末時点の予定額、単位・億ポンド)

	1978年	1979~81年	1982~84年	1985年~
元金返済	— (9)	89 (112)	72 (83)	69 (38)
利子支払	— (17)	51 (42)	28 (15)	27 (14)

◇英国、変動利付国債を発行

1. 英国政府は1月26日、変動利付国債4億ポンドを発行した。同国債は一たん英蘭銀行が全額引受けたあと、1月29日より同行が国債ブローカーを通じて市場への売却を開始している。発行条件は次のとおりであるが、形式、利率の計算方法、固定利付債への転換条項等は77年に発行された同国債と同一である(52年6月号「要録」参照)。

- (1) 債還日……1983年5月24日
- (2) 利率等……金利は毎週のTB入札平均レートの半年間の平均プラス0.5%。利息は半年払い(利払い日は5月24日、11月24日)。

2. 同国債は77年中5月と7月の2度にわたり発行されたあと、しばらく発行が中断されていたもので、英蘭銀行では、今次発行再開について「当形式国債に対する需要が増大してきたことに対処したもの」とコメントしている。

◇イタリア、債券強制保有制度を延長

イタリアの信用貯蓄閣僚審議会は78年12月29日、79年上期中、市中金融機関を対象とする債券強制保有率を78年下期中と同様(注)とする旨決定、発表した。

%相当額を農業改善債および抵当証券の購入に充当(ただし、農業改善債については上記6.5%のうち最低2%相当額を充当)することが義務づけられていた(53年10月号「要録」参照)。

◇イタリア政府、3か年経済計画の最終案を発表

1. イタリア政府は、昨年8月末に発表した「3か年経済計画(対象期間1979~81年)」(注)を、その後各方面から提起された批判等を考慮し、若干手直しした最終案を1月11日閣議決定し、各政党および主要労組に対する事前提示を経た後、同15日に公表した。同計画の概要は以下のとおり。

(注) イタリア経済再建のため、財政赤字の縮小および労働コストの上昇抑制によりインフレの鎮静を図る一方、公共投資促進により雇用機会の創出、失業問題の解決をねらった、いわゆる「バンドルフィ・プラン」(53年10月号「要録」参照)。

(1) 財政赤字の削減

老齢年金の圧縮・整理等社会保障支出の削減、社会保険料の増額、脱税防止対策等の徴税強化などにより、広義現金ベース財政赤字(注)の対GDP比率を78年比1%方引下げる(78年16.6%→79年15.6%→80年15.8%→81年15.6%)。

また、上記財政赤字の削減により、国内信用増加額(78年48兆リラ→79年53兆リラ)に占める民間部門資金調達割合は漸次高まる見通しである(同、31.7→34.5%)。

(注) 国庫予算の収支に、国鉄、郵便電信公社等の収支を加えたいわゆる「総合財政収支じり」に、さらに地方公共団体、社会保険機関、および国営電力公社(ENEL)等の収支を加えたもの(78年34.8兆リラ→79年37.3兆リラ)。

(2) 労働コストの上昇抑制

向う3年間の貨上げは、インフレによる実質購買力の低下分のうち、賃金・物価スライド制(スカラ・モービレ)によって補い切れない部分をカバーするにとどめる。

(3) 雇用の創出

公共投資の拡大(対GDP比率<国家持株企業の投資を含む>、79年7.7%→80年8.2%→81年8.7%)(注1)のほか南イタリア地方向け投資優遇企業減税(注2)、同地方所在企業の一部に対する社会保険料負担軽減(注3)等の財政措置により、同地方における民間企業の投資振興、雇用拡大を図り、これにより、向う3年間に55~60万人の新規雇用を創出する(当該3年間に労働力人口は推定50万人増加)。

(注1) 本計画に盛込まれた具体的な公共投資計画は、国営電力公社(ENEL)9.4兆リラ(当該3年間、以下同)、住宅建設8.4兆リラ、国鉄(FS)6.4兆リラ、南イタリア開発公庫(Cassa per il Mezzogiorno)5.4兆リラ、道路公团(ANAS)3.1兆リラ、港湾・空港等0.9兆リラ、その他合計52.5兆リラ。

(注2) 1979~81年の間に、南イタリア地方のうち最も開発の遅れているカラブリア州に企業利潤が再投資される場合、当該投

(注) 78年下期については、78年6~11月間の対象預金増加額の6.5

資の50%相当額が所得税(法人および個人)から税額控除される。

(注3) 本計画実施日から1979年末間に南イタリア地方所在の企業(手芸、ホテル、鉱工業)が新規雇用を行った場合、当該企業は向う10年間、その増員による社会保険料負担を軽減される。

(4) 経済見通し

上記施策の実施により、計画期間中のGDPは、国内総投資の顕著な伸びに支えられ、年率4%程度の拡大を続け、この間、消費者物価は、財政赤字の圧縮、労働コストの抑制、欧洲通貨制度(EMS)参加に伴うリラ相場の安定等により7%台までに低下するものと見込まれる。一方、経常収支は、景気回復に伴い輸入が急増するものの、輸出も好調を持続することから黒字を維持する見通しである。

イタリアの1979~81年経済見通し

	1978年 (実績 見込み)	1979年	1980年	1981年
G D P (実質・前年比)	2.0%	4.5%	4.0%	4.0%
国 内 総 投 資 (実質・前年比)	-1.8%	7.1%	8.0%	9.0%
うち建 設 (実質・前年比)	0.5%	6.5%	n.a.	n.a.
設 備 (実質・前年比)	-4.6%	8.0%	n.a.	n.a.
個 人 消 費 (実質・前年比)	1.8%	4.5%	4.0%	3.5%
消 費 者 物 価 (前 年 比)	13.0%	12.0%	9.0%	7.5%
経 常 収 支 黒 字 (I M F 方 式)	4.4 兆リラ	2.5 兆リラ	1.5 兆リラ	0.5 兆リラ
輸 出 (実質・前年比)	5.5%	4.5%	5.0%	5.5%
輸 入 (実質・前年比)	3.0%	9.0%	7.0%	7.0%

2. 今次計画に対する反響をみると、産業界では、「イタリアの産業振興に不可欠な基盤を形成する計画」(コンティ・ベルガモ産業連盟会長)、「長期的な展望に立った政策への転換」(アルトム織維連盟会長)等と、賛同の声が多いが、労組側は南イタリアにおける雇用対策が不十分であるとして不満の意を表明している。こうした労組の態度を受け、野党第一党の共産党も、「本計画は、議論を労働コストに集中している点からも解るように一方的に過ぎ、現状分析等にも作為がみられ、当初計画同様不完全さと曖昧さに満ちている」等と厳しい批判を打出している。同計画はこれから政府と政党・労組間の協議にゆだねられるわけであり、最終的にどういう形になるか予断を許さないとみられている。

◇イタリア政府、企業の社会保険負担軽減措置を延長

イタリア政府は1月11日、1978年末をもって期限切れとなった企業の社会保険負担軽減措置(注)を本年6月末まで延長する旨閣議決定した。

(注) 社会保険料企業負担の一部(労働者1人当たり月額24.5千リラ)を国庫が肩代りすることにより、企業の労働コストを軽減する措置。昨年5月に同措置の恒久化が閣議決定されたが、その後の経緯により、結局昨年末までの時限措置となっていた(53年6月号「要録」参照)。

◇イタリア銀行、市中金融機関に対する量的貸出規制を緩和

1. イタリア銀行は1月18日、本年3月末までの市中金融機関に対する量的貸出規制(注)を若干緩和し、即日実施する旨発表した。緩和の内容は以下のとおりであり、規制対象金融機関は従来通りとされている。

(注) 1976年10月15日導入、以後1977年3月、1978年3月、および同7月の3度にわたり延長された(51年11月号、52年4月号、53年4月号、および同8月号「要録」参照)。

(1) 規制対象貸出範囲の縮小……規制対象を市中金融機関からの借入残高が100百万リラ超(従来は50百万リラ超)の企業等居住者に対するリラ貸出へ変更する。ただし、地方自治体に対する貸出は従来同様適用対象外。

(2) 貸出規制わくの拡大……1979年1月末、および同3月末時点における対象貸出残高増加率(1978年3月末比)の上限をそれぞれ+14%(従来+13%)、+15%(従来+14%)と、いずれも1%ポイント引上げる。

なお、本措置による信用増加額は1~1.2兆リラと推定されている。

2. 今次措置につき、イタリア銀行では、「昨秋来国内景気回復のテンポが若干加速しつつあることにより、企業の資金需要が盛上りを示しており、先行きについても先日発表された3か年経済計画(「要録」別項参照)によれば、本年は国内総投資の増大に伴い国内信用増加額が拡大する見通しであるが、加えて最近国際収支面も好調を続けていていることから、経済の立直りを金融面から阻害することのないよう本措置を決定した。もっとも、EC他諸国に比し、なお高水準にあるインフレ率を今後一段と鎮静化させねばならないのは当然であり、本措置によって金融政策の基調が変わったとみるのは適当でない」とコメントしている。

◇スイス3大銀行、対西ドイツ政府借款の期限延長を決定

1. スイス3大銀行(Schweizerische Union Bank,

Schweizerische Kredit Bank, Schweizerische Bank)は1月5日、西ドイツ連邦政府に対し1976年6月に供与したマルク建借款(注)を同政府と協議のうえ2年間延長することを決定した。期限延長後の金利については最近のスイスにおける資本市場の実勢を勘案して引下げられた(6.75→5.1%)。

(注) 借款の概要

総額 750百万マルク
金利 6.75%
期間 31ヶ月(78年1月上旬満期到来)
なお、3行とスイス中央銀行とのスワップ契約によるスワップ・コストは1.5%(年利)。

2. 本決定に関し、スイス中央銀行は「本借款は、元来西ドイツ連邦政府の財政赤字ファイナンスのために供与されたものであるが、今回の期限延長はもっぱらスイス中央銀行の意向を反映したものである。スイス中央銀行としては、為替市場がなお不安定な地合いを脱しきれない状況にあるため、本借款の返済により市場でドイツ・マルク売り、スイス・フラン買い圧力が強まることは望ましくないと判断し、期限延長を積極的に働きかけたものである」とコメントしている。

◇スイス中央銀行、79年のマネーサプライ目標値公表見合わせを決定

スイス中央銀行は、1月10日の中央銀行定例理事会において、政府とも協議のうえ79年のマネーサプライ目標値公表を見合わせる旨決定、発表した。

同行のコミュニケーションは次のとおり。

(1) 78年マネーサプライ(M₁)増加率は、約+17%(年平均、実績)と75年の目標値公表以来初めて大幅に目標値(+5%)を上回った(注)。こうした乖離は、政策の主眼を通貨政策から為替政策へと意識的に移行(eine bewußte Akzentverschiebung)させたことによるものであるが、他方変動相場制のもとでスイス・フランに対する通貨需要が増大しているという事情にも基づいている。

(注) マネーサプライ(M₁)と目標値の推移(年平均の前年比・%)

	1975年	1976年	1977年
目標値	6.0	6.0	5.0
実績	4.4	7.7	5.6

(2) スイス・フラン相場は78年中スイスと外国との物価上昇率格差をはるかに上回るテンポで上昇し、スイス経済が耐え得る限界を越えていたため、スイス中央銀行は昨年10月初、ドイツ・マルクに対するスイス・フラン相場の下限を設定し、同目標相場を達成するためには為替市場における大量介入をも辞さない方針で臨む旨声明を発表した(53年11月号「要録」参照)。

(3) 79年についてはスイス中央銀行は、連邦政府とも協議のうえ、マネーサプライ目標値の設定を見合わせ(absehen)、上記為替相場安定化政策を引き続き実施していくことを決定したが、本政策は物価安定を志向した通貨政策の放棄を意味するものではない。中期的には、マネーサプライ増加率はインフレのない、かつバランスのとれた経済発展を保証するようなものでなければならないが、当面は、為替相場安定化政策が優先されるべきである。現在のマネーサプライの大幅増加は、基本的には為替市場における大量介入から生じたものであり、こうした介入はスイスが経済的に耐え得る相場を維持するのに必要なものであった。

(4) スイス中央銀行および連邦政府はこうした政策の危険性についても十分認識しているが、目下のところ景気回復の兆しがみられないため、インフレの顕現化は差し迫った問題ではなく(nicht akut)、少なくとも不合理な為替相場に基づく雇用不安の増大の危険性よりは大きくないと考えている。

◇スイス、外資流入規制の一部緩和を決定

1. スイス政府およびスイス中央銀行は1月24日、非居住者によるスイス・フラン建証券投資の抑制等外資流入規制の一部(注)を次のとおり緩和し、即日実施する旨決定、発表した。

(注) 昨年2月下旬に決定された外資流入抑制策(53年3月号「要録」参照)のうち非居住者スイス・フラン建預金に対するネガティブ・インタレスト賦課は存続。

(1) 非居住者によるスイス国内証券の購入は従来既保有同証券の売却代金の範囲内に限定されていた(53年11月号「要録」参照)が、今後は無制限に購入できることとする。

(2) スイス・フラン建外債(私募債を含む)および非居住者に対するスイス・フラン建協融への非居住者の応募・参加割合についての従来の制限(50%以下、53年11月号「要録」参照)を撤廃する。

(3) 1人3ヶ月当たり2万スイス・フラン相当額を超える外国銀行券の国内持込み制限(53年3月号「要録」参照)を撤廃する。

2. 本決定に関し、スイス政府およびスイス中央銀行は、「最近の為替相場の落着きからすれば、異例ともいえる上記規制措置を続ける正当な理由がもはや見当たらなくなっている(nicht mehr rechtfertigt)。とはいって、今回の決定は従来のスイス当局の為替相場政策に対する基本的な姿勢の変更を意味するものではなく、引き続き米国、西ドイツ、日本の各國当局とも協調して、米ドル相

場の安定化を目指す方針であることに変りはない」とコメントしている。

◇オランダ、外資導入規制の運用を緩和

オランダ銀行は本年初より、外資導入規制の運用を一部緩和し、外資流入を促す方針である旨、明らかにした。主な変更点は以下のとおり。

(1) 一般居住者の外貨借入

年30万ギルダー超の外貨借入や利付債券の非居住者への売却は、オランダ銀行の認可事項とされているが、次のような条件を満たす場合には原則として認可を与える。なお従来はオランダへの直接投資や、借入資金を海外で運用するいわゆる「外一外債」の場合を除いては原則として認可しない扱いとされていた。

① 固定利付であること

② 満期(最終償還期限)10年以上であること

③ 5回年賦ないし10回半年賦による償還であること

(2) 北海油田開発関連企業の外貨借入

北海油田開発関連企業(companies working on the Netherland's part of the Continental Shelf)は居住者、非居住者であるとを問わず、総要資のうち3分の2を5年以上の確定満期の外銀借入で賄うことが認められてきたが、今後はこれを総要資の全額まで認める。

ベルギー中央銀行の金利引下げ

(年率、単位・%)

	変更前	79年1月 17日以降	79年2月 1日以降
再割引歩合			
A わく (再割引限度 わくの75% まで、狭義 の公定歩合)	6.0	6.0(不变)	6.0(不变)
B わく (再割引限度 わくの残る 25%)	8.5	8.0	7.5
債券担保貸付 金利			
貸付限度わ く内の貸付 適用金利	8.5	8.0	7.5
貸付限度わ く外の高率 適用金利	3か月ものイ ンターバン ク・レート以 +0.5、ただし 最低8.5	3か月ものイ ンターバン ク・レート以 下(注)、ただ し最低8.0	3か月ものイ ンターバン ク・レート以 下(注)、ただ し最低7.5

(注) 中央銀行の裁量により決定。

◇ベルギー中央銀行、債券担保貸付金利等一部の金利を引下げ

1. ベルギー中央銀行は1月17日、2月1日の2度にわ

たり、公定歩合を除く金利の引下げを以下のとおり実施した。

2. 今次措置に関し、ベルギー中央銀行では、「生産が停滞を続け、高水準の失業が持続している一方、物価およびベルギー・フラン相場が落着きを示し、短期市場金利も低下傾向にあることを勘案して、昨年10月のベルギー・フラン売投機に際してとられた引締め措置(注)を一部緩和したものである」とコメントしている。

(注) 53年11月号「要録」参照。なお、同措置に盛込まれていた対民間企業短期貸出規制および市中金融機関に対する最低公債保有規制は昨年12月末をもって撤廃されている。

◇デンマーク、1979年度予算成立

デンマークでは12月15日、1979年度予算が成立した。歳出は1,091億クローネと前年度(実績見込み)比+7.8%の伸びにとどまつものの(前年度同12.3%)歳入が955億クローネ、前年度比+6.7%と歳出をさらに下回る結果、収支じりは136億クローネの赤字と前年度の赤字幅(117億クローネ)を上回る形となっている。

なお、デンマーク政府は同時に79年度以降、財政年度を近隣諸国に合わせ、曆年制に変更することを明らかにした(従来は4月～翌年3月)。

デンマークの1979年度予算

(単位・億クローネ)

	1977年度	1978年度	1979年度	
	(77/4月 ~ 78/3月)	(78/4~ 12月、 年率)	前年度 比増加 率	(79/1~ 12月)
歳 入	809	895	10.6 %	955
歳 出	901	1,012	12.3	1,091
収支じり	△ 92	△ 117	/	△ 136

◇スウェーデン、1979年度予算案を発表

1. スウェーデン政府は1月10日、1979年度(1979年7月～80年6月)予算案を議会に提出した。本予算案をみると、歳出は公共事業費、社会保障費、教育費等を中心いて1,720億クローナ、前年度(同)比+13.5%となっており、前年度当初予算に比べれば伸び(前年度+21.3%)が抑えられているが、一方で歳入が1,270億クローナ、前年度(当初予算)比+6.4%とさすがに低い伸びにとどまっているため、収支じりは450億クローナと既往最高赤字が見込まれている(前年度当初予算、322億クローナの赤字)。

2. 同時に発表された79年政府見通しによれば、79年の実質経済成長率は個人消費、設備投資の伸びを主因に5.4%と78年見込み(2.5%)を大幅に上回る一方、消費者

スウェーデンの1979年度予算案

(単位・億クローネ、△印は赤字)

	1978年度 (当初予算)	1979年度 (当初予算)	前年度比 増加率
歳 入	1,194	1,270	6.4%
歳 出	1,516	1,720	13.5
収支じり	△ 322	△ 450	—

物価上昇率は78年見込み7.5%から79年には5~6%に低下すると見込んでいる。

◇オーストリア中央銀行、公定歩合の引下げ等を決定

1. オーストリア中央銀行は1月24日、公定歩合の引下げ等次のような金融緩和措置の採用を決め、翌日から実施する旨発表した。

(1) 公定歩合およびロンバート・レートを0.75%・ポイント引下げる(公定歩合4.5→3.75%、ロンバート・レート5.0→4.25%)。

なお、公定歩合の引下げは78年6月(5.5→4.5%、53年7月号「要録」参照)以来約7か月ぶり。

(2) 輸出手形の中央銀行再割引わくを10億シリング引上げ、70億シリングとする。

(3) 公開市場操作のわくを30億シリング増額し、60億シリングとする。

2. 本決定につき、同行では「本措置のねらいは、景気刺激と輸出の促進にある。金利引下げは、貨上げ率がreasonableな線に收まり、消費者物価上昇率も低下傾向(注)にあることを考慮して決定されたものである」とコメントしている。

(注) 消費者物価上昇率(前年比・%)

77年	78/ I	II	III	10月
+5.5	+3.9	+3.7	+3.3	+3.1

◇オーストリア国民議会、新信用制度法等を可決

1. オーストリア国民議会は1月24日、かねて審議中の信用制度法(Kreditwesengesetz)、貯蓄金庫法(Sparkassengesetz)および有価証券発行法(Wertpapieremissionsgesetz)の金融関係3法を一括して可決(本年3月1日発効の予定)した。本立法の主な特徴は次のとおり。

(1) これまで個別に政令等で行ってきた各種金融機関に対する指導、監督を体系化。

(2) 預金金利の自由化、支店設置の自由化等金融取引の自由化を促進。

(3) 預金者に対する保護を強化(1981年までに預金保険機構を設立)。

2. オーストリア中央銀行では、「旧信用制度法は1939

年、貯蓄金庫法は1844年に設定されたものであり、時代にマッチしないものとなって久しかった。從来政令や紳士協定でこれを補ってきたが、本法成立により明確な法的根拠が与えられた訳で、金融政策運営、銀行指導等がより包括的かつ円滑に行えるものと期待している。ただ、本法はオーストリア金融制度の現実に法的根拠を与えるといった側面がかなり強く、本法実施によりドラスティックな変化が起きるとも思われないし、望んでもいない」とコメントしている。

◇南アフリカ、新為替政策を発表

1. 南アフリカ政府は1月24日、外資流入促進を図るために、現行二重為替相場制度の拡充等を内容とする一連の新為替政策を実施する旨発表した。主な内容は以下のとおり。

(1) 従来、非居住者による南アフリカへの上場証券投資についてのみ使用されていた securities rand の使用範囲を拡大し、非居住者による同国への直接投資についても使用し得ることとし(名称も financial rand と改称)、またこれまで厳しく制限されていた投資収益の本国送金については、commercial rand 市場を通じて行い得ることとする。現在、securities rand は、commercial rand に対して30~45%のディスカウントとなっていることから、外国投資家にとって収益率は著しく上昇することになる。

(2) financial rand については完全に自由な変動相場制を採用する一方、これまで 1 rand = 1.15 米ドルにリンクされてきた commercial rand についても、米ドルとのリンクを断ち切り、南アフリカ準備銀行(中央銀行)の市場介入により変動幅を一定限度に抑える managed float とする。

(3) 民間企業による外貨建借入に対し、南アフリカ準備銀行が一定の条件の下で先物カバーの信用を供与する。

2. (1) 今次措置は、過去1年半の間に同国の政情不安等を背景に外資が流出、これが経済成長不振、黒人労働者の失業増大を招いていることに加え、最近のイラン情勢による石油輸入途絶の可能性等の事態を踏まえ、南アフリカへの外資流入を促進することにねらいがあるとみられており、通貨政策に関する de Kock 委員会(de Kock 委員長は南アフリカ準備銀行副総裁)の答申に沿って発表されたものである。新たに financial rand の使用が認められるようになった直接投資の内容については、事前に南アフリカ準備銀行の審査が必要であるが、「事実上、制限を加える考えはない」(Horwood

蔵相)とされている。

(2) なお、de Kock 委員会の答申では、現行二重為替相場制の一本化が提言されているが、政府では当面これを見送り、外資流入増大による financial rand のフロートアップと、市場実勢の一部導入による commercial rand のフロートダウンによって徐々に一本化を図る方針を採用した(注)。

(注) 当面は、対南アフリカ直接投資の収益率を高く維持する観点から、両 rand 間に一定のディスカウント幅を保つものとみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN、第7回経済閣僚会議を開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、昨年12月14~16日、クアラルンプール(マレーシア)で7回目の経済閣僚会議を開催した。

本会議は、域内経済協力を具体的に検討することを目的に随時開催されているものであるが、今次会議では ASEAN 共同工業プロジェクトの分担や ASEAN 域内特恵対象品目の拡大等について討議が行われ、次の諸点で合意をみた。

(1) ASEAN 共同工業プロジェクト第3号として、タイのソーダ灰プロジェクトを正式に承認する(第1、第2号としてはすでにインドネシア、マレーシアの各尿素肥料プロジェクトが正式承認済み)。

(2) 域内特恵対象品目(現在826品目)として本年3月15日以降新たに食料品、化学製品を中心に500品目を追加する。

(3) かねて検討してきた ASEAN 食糧補償在庫構想(注)具体化の第1段階として米5万トンの緊急在庫を設置する。

(注) 第6回経済閣僚会議(78年6月)において食糧の域内融通円滑化のため設置が検討されていたもの。

(4) ASEAN 貿易見本市を2年に1回開催することとし、第1回見本市を近い将来シンガポールで開催する。

◇韓国、海外投資規程を改正

韓国政府は、海外投資許可基準の緩和を主な内容とした海外投資規程の改正を決定、78年11月2日から実施した。これは、①第4次5か年計画(1977~81年)における重化学工業化の推進に伴う原資材需要の増加を防ぐために、開発輸入を通じる資源の安定確保が一段と重要なことになってきたこと、②先進国の輸入規制や、後発発展途上国との追上げに対処するため、海外投資を促進し輸出市場を

確保することが必要となってきたこと、③海外部門を通じるマネーサプライの増大を抑制するため資金の海外への流出を促進する必要があること、等からとられた措置。なお、海外投資の成功を期するために、海外投資者の資格要件の強化措置も同時に実施されている。

主な改正点は次のとおり。

(1) 海外投資を認める業種の拡大…従来の業種指定制度(33業種のみを海外投資業種として指定)を廃止し、全業種を「支援奨励業種」、「抑制業種」、「禁止業種」に区分(注)、海外投資を認める業種の範囲を拡大。

(2) 合弁投資比率50%以下の投資事業に対する許可条件緩和…合弁投資比率50%以上を許可条件とする点は不変であるが、同比率が50%以下でも認められるケースとして、従来、①事実上経営を支配することができる場合、②相手国の法および政策が海外企業に対し50%以上の合弁投資比率を認めない場合、のみに限定されていたが、これに加え③50%以上になると相手国の金融・税制上不利になる場合、④3か国以上が参加した合弁事業である場合、⑤「延べ払い輸出および投資分野実務委員会」(従来の「海外投資審議委員会」を改称、改組したもの)で特別に認定された場合、も認めることとした。

(3) 投資事業に対する外貨建貸付金利制限の緩和…国内為銀が支払奨励業種(ただし国内斜陽業種を除く)の投資資金(外貨建)を融資する場合、前記「延べ払い輸出および投資分野実務委員会」の許可を条件に、LIBOR以下の金利で融資できる(従来は禁止)こととする。

(4) 海外投資者の資格要件強化…①払込み資本金額の引上げ(従来業種を問わず5億ウォン以上→林業、建設、製造、電気、ガス業は10億ウォン以上、鉱業、運輸保管業、サービス業は5億ウォン以上、ただし貿易業、農林水産業は3億ウォン以上に引下げ)。②金融機関の要注意貸出対象となる不良企業、韓国銀行の企業経営評価基準に達しない企業、および投資対象業種について3年以上の経験がない企業は、投資資格の対象から除外。

(5) 事前承認制の導入…契約締結または相手国政府の許可、承認を要する事業の場合は、その妥当性について契約前に韓国銀行総裁の事前承認を受けることとした。

(注)① 支援奨励業種…国内で必要な原資材の開発輸入を目指す業種、輸出のあい路打開を目指す業種、水産業、国内斜陽業種。

② 抑制業種(投資に際しては「延べ払い輸出および投資分野実務委員会」の許可が必要)…料理業、不動産業、零細サービス業等。

③ 禁止業種…武器、弾薬など对外関係に重大な影響を及ぼす懸念があると認められる業種、国家の尊厳を損い公序良俗に反すると認められる事業、韓国経済に重大な悪影響をもたらす懸念がある事業。

◆韓国、外為管理規制の一部を緩和

韓国政府は12月、頃來の外貨準備高の増すう(77年末43億ドル→78年末49億ドル)を背景に外為管理規制の一部を改正して規制を緩和することを決定、1月1日から実施した。今回の改正では、為銀の業務活動についての規程を、従来の原則禁止(positive system)から原則自由(negative system)に変更し、特に国際金融活動の強化を図ることに重点をおいたほか、一般企業についても、外貨集中義務の緩和、輸入担保金比率の引下げなどの規制緩和措置がとられた。

(1) 為銀の外貨資金調達および運用条件の緩和

① 為銀の外貨借入および外貨建貸付業務の自由化…これら業務は現行では財務部長官の許可を得ることを原則(ただし、外貨建による韓銀から借入、為銀間のコール取引、外銀支店との間の貸借取引等については許可が不要)としていたが、今次改正により、原則自由(ただし金額20万ドル以上、期間3年以上の外貨借入、外為規程で認定されない居住者に対する外貨建貸付の場合のみは許可が必要)とすることとした。

② 外貨表示の支払保証業務の拡大…従来は、外貨表示の支払保証業務が可能なケースを限定していたが、これを廃止し、居住者の依頼に対してはすべて支払保証業務ができるとした。

③ 居住者に対する外貨貸付により取得した外貨貸出担保の譲渡を自由に認めることとした。

④ 為銀の海外支店の外貨資金運用条件を緩和…従来禁止していた即時換金ができない証券への外資運用を認め、また、同様に禁止されていた居住者に対する外貨建貸付も、居住者の海外投資資金調達の場合に限り許可することとした。

(2) 輸入担保金比率の引下げ

企業の資金負担を軽減するため次のとおり輸入担保金比率を引下げないし廃止した。

関税率50%以上もしくは商工部長官の指定品目：廃止(従来40%)

延払い輸入品目：5～20%(従来5～50%)

第3国の信用供与による延払い輸入品目：廃止(従来10%)

(3) 外貨需給計画制度の廃止

従来は、外貨需給計画に基づき、韓国銀行が各為銀の外貨使用わくを設定していたが、これを廃止し、月別に為銀がその需給実績を事後報告すればよいこととした。

(4) 外貨集中義務の緩和

① 貿易業者等一部居住者に限って認めていた外貨預勘定の開設(53年5月号「要録」参照)を居住者全部に拡大。

② 居住者は、購入外貨証券、海外旅行経費として海外から受けた送金等については為銀へ保管する義務を課されてきたが今回これを免除。

(5) 実需に基づく金輸入に関する許可事務の円滑化

従来、実需に基づく金の輸入に際しては、韓国銀行の許可を必要としていたが、これを為銀の許可に変更、許可事務の円滑化を図ることとした。

(6) 海外支店の不動産取得条件の緩和

従来、海外支店の不動産取得は原則的に禁止されていたが、今次改正により韓国銀行の許可を条件に不動産取得ができることとなった。

(7) 海外旅行経費の持出基準の緩和

すべての海外旅行者に対し、一回の旅行に要する基本経費として3,000ドル(従来は民間自費旅行者のうち業務出張旅行者と長期滞在旅行者のみに基本滞在費として同額を認めていた)を認めることとしたほか、海外支店勤務者の転勤に伴う雑費の支払限度を従来の3,000ドルから5,000ドルに引き上げた。

◆韓国、輸入関税率を引下げ

韓国政府は12月、石油製品等主要物資や生活必需品など2,519品目について、輸入関税率を平均36%から25%に引下げる旨決定、79年1月1日から実施した。これは、同日実施された輸入自由化品目拡大(1月号「要録」参照)とともに、海外からの貿易自由化要請にこたえ、かたがた国内物価安定化を図るためとられたもの。

主な品目および新しい関税率は次のとおり。

(1) 基礎物資…パンカーオイル、軽油、灯油：40→5%、セメント：30→10%、石炭：20→0%、コンクリート強化棒鋼：20→15%

(2) 生活必需品…繊維製品：40→30%、時計：60→50%、電気冷蔵庫、テレビ等家電製品：80→50%、牛肉、豚肉、冷凍魚：30→25%

◆韓国、外貨貸金利等引下げ

韓国政府は12月、頃來の同国対外借入条件の改善をながめ、為銀の中長期外貨貸金利および海外建設用役金融(注)金利の引下げを次のとおり決定、79年1月1日から実施した。

中長期外貨貸金利：LIBOR+0.875～1.25%→

LIBOR+0.75～1.0%

海外建設用役金融金利：LIBOR+1.625～1.75%→

LIBOR + 0.625% ~ 1.0%

(注) 中東等海外での建設に必要な資・機材調達資金を外貨建てで融資するもので、77年4月以来実施されている。

◇韓銀、市中銀行に対する手形貸出限度を引上げ

韓国銀行は、市中銀行に対する輸出手形、主要原材料輸入手形、および外貨表示建供給手形(注)を担保とする貸出の限度(市中銀行の手形貸付総額に対する比率により設定)を従来の70%から80%に引上げる旨決定、1月12日から実施した。

これは、昨秋金融引締め策の部分的手直し(78年10月、商手再割限度等を引上げ)が行われたにもかかわらず、依然として資金繰り難を訴える企業が目立つことからとられた措置。

(注) 輸出支援金融の一種で、外国政府、国際機関等に対する物資の販売、工事の施行、サービスの提供に関する契約(外貨建て)履行に要する資金の貸出。

◇台湾、輸出入銀行を設立

台湾は1月11日、中長期の輸出金融を主たる業務とする(輸入金融については輸出手業者の輸出向け原資材輸入に係わる場合に限る)輸出入銀行を発足させた。これは、台湾の輸出環境が、今後軽工業分野での後発発展途上国の追上げ等から悪化するものと予想されることから、輸出産業の高度化、資本・技術集約化が必要との認識が強まり、これに伴い中長期の輸出金融を扱う政府金融機関の設立が求められていたためである。

同行の概要是以下のとおり。

- (1) 名称 中国輸出入銀行(The Export-Import Bank of the Republic of China)
- (2) 設立目的 輸出入の促進、経済の発展を図るため。
- (3) 資本金 100億元(全額政府出資)
- (4) 執行機関 理事会(財政部長任命の5~7人の理事で構成、うち3人を常務理事とし、さらに常務理事の1人を理事主席<梁国樹>とし、梁國樹が就任>とする)。なお事務当局の総責任者として理事1人を総經理に任命(趙既昌中国国際商業銀行副頭取が就任)。

(5) 業務内容

- ① 機械設備およびその他資本財の輸出に伴う所要資金または技術・サービス費用の中長期融資および保証。
- ② 輸出手業者が重要原料の確保のため必要とする資金、または輸出促進を図るため必要とする資金、および建設業者が海外工事を請負う際必要とする資金

の中長期融資および保証。

- ③ 輸出手業者が輸出に係わる原材料、機材、部品等を輸入する際必要とする資金の中長期融資および保証。
- ④ 輸出手業者の短期借入の保証。
- ⑤ 財政部が認可した輸出保険業務。
- ⑥ 国内外の市場調査等サービス業務。
- ⑦ その他財政部が認可した業務。
- (6) その他 金利等は銀行法にとらわれることなく理事会が決定。

◇香港、預貸金金利を引上げ

香港の英系2行(香港上海、チャータード)は昨年12月28日、貸出プライム・レートを0.75%引上げ9.5%とする旨発表、1月2日から実施した。

これは、①ここにきて米国等海外金利が一段の上昇をみていること、②貿易赤字幅拡大に伴い香港ドル相場が引き続き軟化、その国内物価への悪影響が強まるものと懸念されること、等に対処したものとみられている。

一方、これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は預貸金金利を同じく0.75%の幅で引上げる旨決定、1月2日から実施した。

今回の預貸金金利引上げは、昨年5月來5回目の措置。

新預貸金金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	5.25(4.50)
通知預金	5.25(4.50)
定期預金	
3ヶ月もの	5.25(4.50)
6ヶ月もの	6.00(5.25)
12ヶ月もの	7.50(6.75)

◇タイ、公定歩合を引上げ

タイ中央銀行は昨年12月4日、公定歩合(手形再割引利率)を10.5%から12.5%に引上げ、即日実施する旨発表した。

同行は、今回の措置について、「国内金利水準を国際水準と同レベルに維持し、外貨流出に歯止めをかけるため」(スノーリー)と説明しているが、貿易収支が大幅な赤字を続け、最低賃金引上げ(11月、25~33%)等からインフレ懸念が強まっている折から、輸入防圧、物価抑制をもねらったものとみられている。

◇インドネシア、原油輸出価格を引上げ

インドネシア国営石油会社(プルタミナ)は1月3日、

同国産原油の約6割を占めるミナス原油の輸出価格を1月1日積出し分から現行1バレル当たり13.55ドルから13.90ドルに引上げる旨発表した(引上げ率2.6%)。

今回のプルタミナの価格引上げは、昨年12月17日に決定したOPECの段階的値上げに歩調を合わせたものであるが、値上げ幅が約半分(他のOPEC諸国は第1段階として1月1日より5%アップ)にとどまったのは、重質油であるミナス原油に対する需要が軽質油に比較して低迷していること等を勘案したためとみられている。

◇インドネシア1979年度予算案を提出

インドネシア政府は1月8日、1979年度(79年4月~80年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案は総額6兆9,340億ルピア、78年度予算比

インドネシアの1979年度予算案

(単位・億ルピア)

		1979年度	前年度比 増減(%)
歳 入	経常収入	54,405	37.0
	直 接 税	41,131	46.5
	うち 所 得 税	1,446	4.6
	石 油 会 社 税	33,448	61.8
	間 接 税	11,601	11.2
	うち 消 費 税	2,985	32.6
	輸 入 税	2,806	- 14.0
	外 国 援 助 等 受 入 れ	14,935	74.5
	計	69,340	43.7
歳 出	経常支出	34,459	45.3
	人 件 費	13,613	32.5
	物 件 費	5,194	27.8
	地 方 自 治 体 补 助 金	6,494	24.3
	対 外 債 務 償 返	6,067	75.3
	開 発 支 出	34,881	42.1
	農 業 ・ かんがい 部 門	4,194	1.5
	エ ネ ル ギ 一 部 門	3,565	33.9
	鉱 工 業 部 門	4,383	97.9
	運 輸 ・ 觳 光 部 門	5,122	32.0
	教 育 ・ 文 化 部 門	3,561	32.3
	農 村 ・ 都 市 開 発 部 門	3,300	21.7
	労 働 部 門	1,656	36.1
	防 卫 ・ 治 安 部 門	2,543	120.9
	計	69,340	43.7

+43.7%と大型であるが、①歳出面では、79年度が第3次経済開発5か年計画(79年4月~84年3月)の初年度に当ることから、同計画の年平均実質経済成長率(6.5%)に相当する経済成長を達成すべく開発支出に重点配分していること、②歳入面では、昨年11月のルピア大幅切下げ(53年12月号「要録」参照)に伴い石油会社税、外国援助受入れ等のルピア建収入が著増していることが特徴。

予算案の概要は次のとおり。

(1) 歳出面では、開発支出が防衛・治安部門(前年度比+120.9%)、鉱工業部門(同+97.9%)、エネルギー部門(同+33.9%)等を中心に前年度(77年度比+13.2%)を大幅に上回る伸び(前年度比+42.1%)となっているほか、対外債務償還費の急増(前年度比+75.3%)が目立っている。

(2) 歳入面では、ルピア切下げによる輸入鈍化、低率ペア(本予算案と同時に発表された公務員給与据置きが民間のペアにも影響する見通し)に伴う個人所得、消費の伸び悩みなどから、輸入税、所得税、消費税等の伸びは低く見積り、財源の大宗をルピア切下げに伴う外国石油会社からの税収の増加(ルピア建で前年度比+61.8%)およびこれまで抑制してきた外国援助等の受入れ増(同+75.3%)、この結果歳入総額に占める外国援助等受入れ額の比率は前年度の17.7%から21.5%に上昇)の2項目に依存する形となっている。

◇インドネシア、第3次経済開発5か年計画を発表

インドネシア政府は1月8日、第3次経済開発5か年計画(1979~83年)を発表した。同計画は重点目標として①食料・衣料の確保、②石油以外の輸出産業の振興、③所得分配の公平化と就業機会の均等化などを掲げているが、実質経済成長率については、農業および原油生産の伸び悩みが予想されることから、計画期間中年平均6.5%と第2次5か年計画当初目標(同7.5%)よりも低めに設定されている。

同計画に示された産業別成長率目標、貿易収支見通し等の概要次のとおり。

(1) 産業別成長率見通しと開発方針

1. 農業(成長率年平均3.5%、第2次計画同4.6%)

新規農地開墾、かんがい事業の促進、施肥料の増大により米その他穀物の自給化を図る。

2. 工業(成長率年平均11.0%、第2次計画同13.0%)

一次産品加工産業、ディーゼルエンジン・自動車工業を中心とする機械工業の育成、アサハン・アルミやバタム島工業化等の大規模開発計画の推進をここで、各産業部門中最高の伸びを見込む。

ハ. 鉱業(成長率年平均4%、第2次計画同10.1%)

大宗を占める原油生産の頭打ちが予想されるため低めに設定。

(2) 貿易収支

輸出は原油の伸び悩みをゴム、コプラ、木材、すず等の伝統的一次産品の増大でカバー(計画期間央には非原油産品の輸出が原油輸出額を凌駕)し、年平均+11.7%の伸びを見込んでいるものの、輸入が国内開発関連品目を中心に輸出を上回るテンポで増加(年平均+12.3%)するため、貿易収支の黒字は縮小する見通し。

実質GDP成長率目標

G D P	第2次 5か年計画		第3次 5か年計画	
	(1974～ 78年度)	構成比 (1978 年度 見込み)	(1979～ 83年度)	構成比 (1983 年度 計 画)
			(1979～ 83年度)	
G D P	7.5%	100.0%	6.5%	100.0%
農業	4.6	31.4	3.5	27.2
鉱業	10.1	17.9	4.0	15.9
工業	13.0	10.2	11.0	12.6
建設	9.2	4.9	9.0	5.5
運輸・通信	10.0	4.6	10.0	5.4
その他	7.7	31.0	8.1	33.4

貿易収支見通し

(単位・億ドル)

	1979 年度	1980 年度	1981 年度	1982 年度	1983 年度
輸出 (うち石油)	90 (49)	98 (51)	111 (53)	124 (57)	140 (63)
輸入	87	98	110	123	139
貿易収支	3	0	1	1	1

資金調達計画

(単位・10億ルピア)

	第3次 5か年 計 画	構成比	(第2次 5か年 計 画の 構成比)
国内資金	33,892	79.1%	(71.7%)
うち政府部門	12,668	29.6	(36.8)
民間部門	21,224	49.5	(34.9)
海外資金	8,976	20.9	(28.3)
合計	42,868	100.0	(100.0)

(3) 資金調達

上記計画にかかる総投資額は42兆9千億ルピア(第2次計画比3.8倍)に上るが、資金調達面では、第2次計画に比べ、①石油収入の伸び悩みから政府部門の比重が低下し、②海外資金の比重も低く抑え、③国内民間部門の貯蓄増加に大きく期待しているのが特徴。

◇インドで初めての統一銀行スト発生

インドの All India Bank Employees Association および Indian National Bank Employees Congress(上記2組合で国有、民間、外銀すべてを網羅、組合員約50万人)は、12月28～29日、史上初めて全国統一の賃上げ要求ストを行ったほか、その後1か月間にわたり順法闘争を実施した。このため、ニューデリー、ボンベイ等の大都市を中心全国的に手形交換機能が麻痺し、70億ドルにのぼる手形未決済が生じ経済活動に大きな影響を及ぼした。なお、2月2日以降予定されていた無期限ストは、1月21日の同国蔵相および労働相出席の銀行労使代表の話し合いの結果回避された。

◇インド、ルピーの為替レートの変更方式を改訂

インド政府は1月30日、同国通貨ルピーの為替レート(主要貿易相手国通貨バスケット方式で決定)につき、対英ポンド中心レート変更点(変更点を越えた場合、新中心レートを設定)を従来の既存中心レート比上下2.25%(75年9月以降)から同5.0%に拡大する旨発表、即日実施した。

今回の措置は、最近、主要貿易相手国通貨の変動が激しいことを映じルピーの対英ポンド中心レートの変更頻度が増加しているため、事務負担の軽減や貿易決済面での安定化をねらって採られたものとみられている。なお、ルピーの対英ポンド売買レートは引き続きインド準備銀行が決定・発表するほか、介入通貨も従来どおり英ポンドが使用される。

◇豪州、支払準備率を引上げ

豪州準備銀行は1月11日、主要商業銀行の支払準備率を3.5%から4.5%に引上げ、同16日から実施する旨発表した。

支払準備率の引上げは77年2月以来約2年ぶりのことであるが、今回の引上げにつき同行では「インフレ抑制を目的とした現在の金融引締め政策を一段と強化するための措置」(ナイト総裁)と説明しており、①昨年12月の資金フル・インデクセーションの実施(1月号「要録」参照)、②銀行の貸出増加テンポの上昇(主要商業銀行貸

出増加額、78年12月中136<前年同月117>、11月中133、10月中127各百万豪ドル)のほか、③本年初からのOPECの原油価格引上げ、等をも勘案して行われたものとみられている。なお、本措置に伴う市中の流動性の減少額は195百万豪ドルと発表されている。

共産圏諸国

◇ソ連、78年経済実績を発表

ソ連中央統計局は1月19日、78年経済実績を発表した。主要計画目標の達成状況および主要品目の生産実績

ソ連の主要品目の生産実績

		1977年実績	前年比増減(%)	1978年実績	前年比増減(%)
工 業 品 目	電 燃 料 工 業	力(億kw/h)	11,500	3	4
	うち石 炭	油(百万トン)	—	4	3
	鐵 鋼 ・ 非 鐵	炭(")	546	5	5
	うち粗 鋼	—")	722	2	0.2
	圧 延 鋼 材	(")	—	2	2
	化 学	鋼(")	147	1	3
	うち無 機 肥 料	—")	118	0	3
	合 成 樹 脂	(")	—	7	6
	機 械 ・ 金 屬	—")	96.7	5	1
	うち工 作 機 械	(千台)	3.3	8	6
	電 子 計 算 機	(億ルーブル)	—	9	9
	オートメーション機械	(")	236	2	— 0.1
	畜 産 ・ 飼 料 用 機 械	(")	28	25	19
	自 動 車	(千台)	41	12	13
	建 設 資 材	2,088	18	9	9
	うちセ メ ン ト	(百万トン)	—	3	3
	輕 工 業	—	127	—	— 0.1
	うち織 縫 製	物(億m ²)	—	4	4
	文化・日用品、家庭用品	品(億ルーブル)	104	—	2
	うちテ レ ビ	(百万台)	206	1	2
	冷 藏 庫	(")	7.1	4	4
	高 級 ガ ラ ス 製 品	(百万ルーブル)	5.8	— 0.4	— 5
	家 具	—	329	8	8
	食 品	(億ルーブル)	—	11	9
	うち食 肉 製 品	(百万トン)	46	7	6
	バ タ ー	—(")	—	5	2
	植 物	油(")	14.8	—	3
	穀 じ ん 野 綿 食 牛 卵	物(百万トン)	1.4	15.2	— 2
	や ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(")	2.9	11	— 0.7
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	—	6	3.0
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	612	—	20.2
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	195.5	8.5	3.0
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	83.4	2.0	0.5
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	93.3	6.6	14.3
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	23.0	8.0	3.4
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	8.8	5.8	— 0.4
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	14.7	8.8	5.2
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	94.9	5.7	5.2
	じ ん さ い い も い 菜 花 肉 乳	(億個)	612	8.5	644

は別表のとおり。

ソ連の主要経済指標

(前年比増加率・%)

	1977年 実績	1978年 実績	同計画	
			実績	同計画
支出国民所得	3.5	4.0	4.0	
鉱工業生産	5.7	4.8	4.5	
うち生産財	6.0	5.0	4.7	
消費財	5.0	4.0	3.7	
農業生産	3.0	4.0	n.a.	
穀物生産(百万トン)	195.5	235	220	
貨物取扱高	3.7	5.3	5.3	
総投資高	3.0	5.0	3.4	
工業労働生産性	4.1	3.6	3.8	
建設%	3.1	2.2	4.3	
労働者・職員数(年平均)	2.1	1.9	n.a.	
うち工業部門	n.a.	n.a.	n.a.	
国民1人当たり実質所得	3.5	3.0	3.0	
労働者・職員の月平均賃金(名目)	2.7	3.0	2.2	
コルホーツ農民報酬	4.3	4.4	4.0	
小売売上高	4.4	3.9	3.9	
生活サービス供与高	6.0	7.9	8.5	

◇ハンガリー、小売価格引上げを発表

ハンガリー政府は1月6日、ガソリン、建設資材、耐久消費財等の小売価格引上げを発表、1月8日から実施した。その概要、背景は次のとおり。

1. 小売価格引上げの概要(カッコ内値上げ率)
 - (1) ガソリン、その他……ガソリン(25%)、たばこ(30%)、ビール(20%)、米(50%)
 - (2) 建設資材……ガラス(22%)、浴室用タイル(40%)、スレート(9%)、木材(7%)
 - (3) 耐久消費財……自転車(20%)、洗たく機(9%)、ガス調理器(14%)、自動車バッテリー(27%)
 - (4) 出版物(2月1日から値上げ実施)……日刊紙(50%)、週刊誌(33%)
2. 背景

同国では74年3月以降、価格補助金支出増大による国家財政負担を軽減するため、段階的な小売価格引上げを実施しており、今回の措置も同様の方針に基づくもの。すなわち、同国政府は今回値上げの理由を「輸入価格、生産者価格の上昇に対応したもの」と説明しており、石油の輸入価格上昇(大宗を占めるソ連からの石油輸入価格の上昇率、75年2.3倍、76年8%、77年23%、78年21%)のほか、建設資材等の生産者価格上昇分を小売価格

に転嫁したものとみられている。なお、今回的小売価格引上げによる小売物価上昇率は前年比+2.8%とされている。

◇北朝鮮、1978年の経済実績を発表

1月1日の朝鮮中央通信(政府の報道機関)の報道によれば、金日成国家主席は新年の辞の中で78年の経済実績を発表した。それによると、第2次7か年計画の最初の年にあたる78年の同国経済は、鉱工業生産が前年比+17%と同計画期間中の年平均伸び率(+12.1%)を上回る増加をみたほか、穀物生産も干ばつと冷害にもかかわらず「画期的に高まった」とされている。鉱工業生産を部門別にみると、計画の主柱である石炭等の鉱業が「鉱山の拡張、設備の近代化を図るなど、生産面で新たな変革を遂げた」(伸び率は未発表)ほか、鉄鋼(前年実績比+27%)、化学肥料(同+23%)、セメント(同+32%)などの生産が増加したとされている。なお、1月11~12日に開かれた全国農業大会において、本年の穀物生産目標が8.8百万トン(78年1月発表の同年目標と同じ)に設定された。

◇ベトナム、1978年経済実績、1979年国家計画の概要を発表

ベトナムは昨年12月22~29日に開かれた第4回国会において79年の国家計画を採択し、併せて78年経済実績の一部を発表した。まず78年の経済目標の達成状況についてみるとメコン河・紅河両流域の大洪水等厳しい自然災害の影響を受けたことなどから、食糧生産が13百万トンと国家計画比3百万トンの未達を余儀なくされた一方、鉱工業生産も鉄鋼、電力等一部の部門では計画を達成したもの、全体としては前年比+7%と国家計画(同+19~21.7%)を大幅に下回る伸びにとどまった。このような困難な経済状況を背景に79年の国家計画は、①人民生活の安定、②国防・治安の強化、③当面および将来の経済発展に備えるための社会主義建設の促進(注)、の3点を柱に、農業生産の増大、輸出振興、基幹産業の生産増などをを目指している。もっとも、76、77年の経済不振からの挽回を図るために意欲的な目標が設定された78年計画に比べると比較的低めの目標が掲げられている。主要経済目標は次のとおり。

- (1) 農林水産業部門では、食糧生産が作付面積の拡大(78年772万→79年930万ha)、生産性の向上(1ha当たりの収穫量、78年実績1.83トン→79年計画2.19トン)等により16~16.5百万トン(前年実績比+3~3.5百万トン)の生産見込みとなっているほか、木材伐採量は2.1百万m³(77年計画比+16.7%)、漁獲量は80万トン(78年

計画比+14.3%)の計画。

(2) 鉱工業生産は前年比+12%と第2次5か年計画期間(1976~80年)中の年平均伸び率目標(+16~18%)を下回る伸びを計画。部門別では電力、石炭、セメント等基幹産業の生産に特に注力する方針。

(3) 基本建設投資計画は前年比+5%。部門別では電力、石炭、建材、肥料、紙、繊維に対して厚めの投資を行う方針のほか、住宅建設も延面積で100万m²(75~77年の年平均実績<63.3万m²>比+57.9%)を計画。

(4) 輸出計画は前年比+31%。品目別では、農産品(前年実績比+28%)、木材(同+78%)、水産品(同+76%)、石炭(同+30%)など一次産品輸出の拡大に注力。

なお、国家予算については歳入・歳出規模を105億ドン(77年決算<歳入90.4億ドン、歳出91.8億ドン>比約+15%)とする旨明らかにされた。

(注) 具体的には、南部農業の社会主义化の促進および北部における農業合作社の定着と拡大等が掲げられている。

ベトナムの主要経済目標

	1978年実績	計画	1979年計画	第2次 5か年計画	76~80年平均 伸び率・%
農工業総生産(実質)<前年比伸び率・%>	n.a.	+19.5~21.5	n.a.	—	+14~15
農林水産業<〃 >	n.a.	+30.7	n.a.	—	+8~10
食糧(粗換算)<万トン >	1,300	1,650	1,600~1,650	2,100	+11.1
米 <〃 >	n.a.	n.a.	1,200~1,250	1,800	+11.4
雑糧<〃 >	n.a.	n.a.	400	300	+9.2
作付面積<万ha >	n.a.	n.a.	n.a.	1,097 (76~80年計)	+8.3
開こん面積<〃 >	39.3	30.0	20	100	—
木材伐採量<万m ³ >	n.a.	n.a.	210	350	+22.3
漁獲量<万トン >	n.a.	70	80	100	+13.1
鉱工業業<前年比伸び率・%>	+7	+19.0~21.7	+12	—	+16~18
石炭<万トン >	n.a.	700	750	1,000	+14.0
電力<億KWh >	n.a.	39	42	50	+15.5
セメント<万トン >	111	100	126	200	+28.7
鉄鋼<〃 >	n.a.	13.0	12.0	25~30	+49~55
化学肥料<〃 >	n.a.	74.0	70.0	130	+28.2